

J. A. ホブスンと直接民主主義*

尾崎 邦博

This inquiry is an attempt to grasp the significance of democracy in J. A. Hobson's political thought. After the triumph of the 1906 election, the Liberal Government, pursuing a policy of social reform, was confronted with the obstructive action of the House of Lords, which, by wielding a veto, rejected or mutilated important Liberal measures passed by the House of Commons. Faced with the crisis of the Liberal Government, Hobson proposed to introduce the referendum into the English Constitution. His scheme of referendum was moulded upon that of Switzerland. The Swiss democracy was drawing the attention of Hobson and H. D. Lloyd, who had investigated the working of economic and political power of the American Trusts exercising absolute control over markets. For Switzerland, without carrying out a policy of territorial expansion, concentrated her energy on her internal resources, developed various institutions of direct democracy, and fastened a sense of responsibility upon the minds of the citizen-voters by stimulating their participation in the acts of government. Profoundly impressed by the lessons of the Swiss democracy, Hobson advocated the referendum to check abuses of the representative system by capitalist organizations and to give concrete expression to the popular will.

I. 問題の所在—自由主義の危機

帝国主義の先駆的な研究者として知られている、ジョン・アトキンソン・ホブスン (John Atkinson Hobson, 1858-1940) は、イギリス新自由主義=ニュー・リベラリズム (the New Liberalism) を代表する思想家としても知られている¹⁾。ホブスンや、その思想的盟友たる L. T. ホブハウス (Leonard Trelawney Hobhouse, 1864-1929) 等、20世紀初頭に自由党の周辺にいた知識人たちが、社会主義思想からの問題提起を受け止めつつ、自由党の根幹的な政策思想を形づくっていた伝統的な自由放任型自由主義からの脱却を企てて、人間存在の社会的性格の認識に立脚した新しい自由主義の哲学と実践を模索したこ

とはよく知られている。そして現実のイギリスの政治過程においても、こうした自由主義の思想的研磨に裏打ちされた新たな潮流が実現しようとしていた。1906年1月のイギリス総選挙で、自由党が「地滑り」的に勝利し、約20年にわたる保守党の長期支配を終わらせた結果、第一次大戦後は小規模政党へと転落してゆく運命にある自由党の最後の政権がはじまる。そしてこの後約10年におよぶ自由党政権の時代に、後の福祉国家の礎石となる様々な社会改革が試みられていくことになる²⁾。

この総選挙は、保守党の A. J. バルフォア内閣が1905年12月に辞職した後、自由党の H. キャンベル=バナマンが全党を挙げて強力な内閣を組織した直後の選挙であった。その選挙期間中、多くの候補者が社会改革立法

* 論文審査受付日：2004年4月2日。採用決定日：2006年2月24日（編集委員会）

の実現を公約として掲げていたが、勝利後のキャンベル＝バナマン内閣の改革への取り組みは、期待に反して消極的なものであった。その理由の一つとして、キャンベル＝バナマンをはじめとする自由党指導部の多くが、W. E. グラッドストーンに象徴される自由貿易等の伝統的な自由主義の原理を保持していたことが挙げられる。また『自由党小史1900-1997』(1998)の著者 Ch. クック (Chris Cook) によれば、キャンベル＝バナマンの政権内の指導力の弱さに加えて、当選した自由党議員のかなりの部分が、実業家や専門的職業人といった富裕な中産階級出身者によって構成されていたことが、改革の遅延の原因の一つであった³⁾。

キャンベル＝バナマンが健康上の理由で首相を辞任した1908年には、H. H. アスキスが首相となり、大蔵大臣にはD. ロイド＝ジョージ、商務大臣にはW. チャーチルが就任した。このキャンベル＝バナマン内閣とアスキス内閣の時代は、既に述べたように、旧来のレッセフェールの自由主義原理から脱却して、20世紀福祉国家の礎石を据えた「新自由主義」的社会改革が発案され実現された時代として知られている。無拠出制の「老齢年金法」(1908)をはじめとして、失業保険法、労働者災害保障法、炭坑労働者八時間労働法、児童法等、数多くの社会改革立法が、この最後の自由党政権の下で実現したのである。

さて、こうした社会改革という公約を實踐しようとする自由党内閣にとって、最大の障害物であったのは、議席が世襲原理にもとづいて継承され保守党勢力が圧倒的多数を占めていた貴族院 (the House of Lords) であった。この貴族院は、自由党が提出する法案の通過を執拗に妨害した。庶民院で多数を占め

る自由党に対抗すべく、保守党を率いるバルフォアは、貴族院で改革法案の通過を妨害することを公言していた。この時期に、貴族院によって否決されるか、大幅な修正を余儀なくされた自由党提出法案の具体例としては、教員にたいする宗教審査の廃止を内容としていた教育法案 (1906)、複数投票権廃止法案 (1906)、土地改革法案 (1907)、酒類販売認可権改革法案 (1908) 等があげられる。こうした一連の妨害活動は、1909年11月に最高潮に達した。ロイド＝ジョージが提出した「人民予算 (People's Budget)」として知られる、老齢年金等の財源を確保するための富裕層に的を絞った土地関連課税を含む予算案が、この時貴族院によって否決されたのである。貴族院は、その予算案を、広大な土地を五百余りの世襲貴族が所有するという伝統的な支配構造にたいする真正面からの攻撃ととらえた⁴⁾。そうした貴族院の行動は、財政に関連した法案については選挙民の信託を受けている庶民院の決定を尊重する、という従来の不文律をくつがえす暴挙として受け止められた。

自由党が政権について以来、新自由主義派知識人としてのホブスンは何をしていたのであろうか。彼は、代表的著作たる『帝国主義、一研究』(1902)の執筆前後から、ジャーナリズムの世界に拠点をおいて、国内の政治問題についても雑誌や新聞で精力的に発言を行っていた。ホブスンやL. T. ホブハウス等を中核とする知識人運動としてのイギリス新自由主義思想の特徴は、こうした雑誌や新聞等ジャーナリズムを、主たる活躍の舞台としていた点にある⁵⁾。自由党の一連の社会改革の底流をなす新自由主義思想は、こうしたジャーナリズムにおける論争の中で鍛えられ練り上げられたといっても過言ではない。

ホブスは、1909年、『自由主義の危機』と題された論文集を世に問うている。彼の見るところでは、「自由主義の危機」は、前述のように、庶民院を通過した社会改革立法が、貴族院では拒否権を行使され座礁の危機に瀕するという形で現象していた。保守党勢力は何故そうした手段に訴える覚悟をきめるにいたったのか。彼によれば、保守党勢力のそうした反応は、「新しい自由主義」の本質的性格についての「半ば意識的な認知」を意味していた。彼等はそうした新しい自由主義の構想のなかに、「私有財産および私的産業活動の制度にたいする絶え間なく拡大する攻撃の端緒」(Hobson, 1909a, p.x. 以下、ホブスンの著作からの引用ではHobsonを省略する)を認めていたのである。より具体的に言えば、保守党勢力は、財産税 (estate duties) および累進所得税の制度や、担税能力の評価規準としての富の起源についての精査といった、社会改革の財源調達のための新しい課税原理構想が、「勤労によって得られた所得および財産と勤労によらない所得および財産との間の本質的な区別」(1909 a, p.x) に基礎をおいていることに気づいていたのであった⁶⁾。

こうした保守党勢力の牙城としての貴族院の問題は、ホブスンにとって『帝国主義論』執筆の時期に彼が関心を寄せていた、イギリスにおける「財産所有者階級 (possessing classes)」(1902, p.96) の政治的経済的な権力の問題に、直接に接続されるべきものであった。『帝国主義』刊行後、彼は保守党勢力主導の保護貿易運動である関税改革運動に仮借ない批判を加えていたのであるが、その後1906年の論説のなかで彼は、この階級の政治にたいする影響力は一向に衰えてはおらず、イギリスの人民が享受している「民衆による

統治の形態」は、「世論を抑制し、統制しそして分断する方法を発見して」(1906, p.153) いるそうした階級の影響力によって無害なものとされている、と力説している。

このように、1906年以降の自由党政権の時期にホブスンが構想した「新しい自由主義」は、まずはその理想の実現にとっての障害物である財産所有者階級の政治的ならびに経済的な権力の支配を打破することをめざしていた。そうであるなら、そうした実践にとって真に有効たり得る民主主義の原理を、彼は如何に模索していったのであろうか。この時期に彼が著した一連の論考を素材として、従来の研究では全くと言ってよいほど取り上げられてはこなかった彼のそうした理想的な民主主義像を浮き彫りにし、「新しい自由主義」におけるその意味を考察することが本稿の目標である。

II. 貴族院という障害物

何故この時期に、貴族院が保守党勢力の強大な抵抗の武器として重視されるようになったか、ということの理由をホブスンから訊き出す前に、ここで貴族院の歴史的沿革を瞥見しておくことにしたい⁷⁾。

イギリスの議会制度は、11世紀の国王直属封臣からなる国王の諮問会議に淵源するといわれる。13世紀末、「パーラメント」という語が、聖職者や諸侯や国王の家臣が集まって政治問題を討議し、国事裁判を執行する集会にたいして用いられ始めた。14世紀半ば、エドワード三世の時代以降、州 (shire) と自治都市の代表として、州裁判所の会議で一定額以上の収入のある自由土地保有者という資格を有する選挙人によって選ばれる騎士やジェ

ントリ等からなる庶民院と、個人宛召集令状によって召集される聖職者と貴族からなる貴族院という二つの議院へと分離されて、二院制の形態が整い始める。

貴族院議員のうち、非聖職者貴族院議員 (lords temporal) は世襲貴族 (peers) となり、国王の開封勅許状によって授与される、公爵、侯爵、伯爵、子爵、男爵といった五つの爵位が15世紀までに徐々に作られていった。聖職者の貴族院議員は、司教、修道院長、修道院副長からなっていたが、1539年に修道院が廃止された後は、司教のみが聖職者議員となり、その時以降世襲貴族議員が多数派を占めるようになっていく。こうした貴族院議員の数は、徐々に増大していった。イギリス法制史・憲法学の大家として名高い F. W. メイトランド (Frederick William Maitland, 1850-1906) は、1887年に行なった講義のなかで、当時の貴族院議員数は約540名で、テューダー朝時代のおよそ十倍であると述べている⁸⁾。議員数の増大の原因は、17世紀以降爵位授与の数が増加したためであった。

さて、こうした貴族院の政治的役割、あるいは世襲貴族階級の社会的存在意義について、ホブスン以前のイギリスの政治思想はどのように見ていたのかということにここで簡単に言及しておくことにしたい。ヴィクトリア朝のイギリス自由主義を代表する政治思想家である W. バジョット (Walter Bagehot, 1826-77) は、憲政論の古典である代表作『イングランドの憲政構造』(1867)のなかで、貴族院についてもふれている⁹⁾。彼がその書において、憲政構造の要素を、民衆の尊敬の念を呼び起こす「威厳をもった部分」と、実際に憲政構造を作動させる「機能する部分」とに分類したことはよく知られている。国王・

貴族院・庶民院・内閣のいずれもこの双方の部分をもっているが、貴族院は「威厳」の方を多く備えており、「機能」の方の性格は稀薄である。そうした威厳や権威を有する部分は、統治機構に活力を与えそれを発動させる源泉としての役割ももつ。貴族階級は、一般民衆の想像力に何らかの刺戟を与える、知恵の象徴としての存在を演じている。さらに貴族階級は、富の支配、金銭崇拜、金権政治を防止している、ともバジョットはいう。社会の品格を象徴するような貴族階級からなる貴族院は、庶民院の構成員とは違って利害関係によって籠絡されることも選挙民を恐れることもないし、また十分な暇を有しているため、庶民院の判断を冷静かつ賢明に修正し得る、とされている。このようにバジョットにとって、貴族院は、能力や熱意の面で世襲による弊害を露呈させているとしても、金銭的誘惑に惑わされることなく、代議制民主主義の性急な判断を牽制する、という伝統的社会の英知の体現者としての役割を期待し得るものであったのである。

ホブスンの時代にあっても、曲がりなりにも憲政構造の一翼をになってきた歴史的制度である貴族院の意義を擁護する声は無視できないものであった。その擁護者は、人民の意志が立法において作用することを一応は認める一方で、貴族院の役割は、特定の法案が民衆の意志を表わしているか否か決定することであると強弁しつつ、その存在意義を力説していた。たとえば、ホブスンは、貴族院の義務は「国民の意志に反対することではなくて、その意志が真に偽りなく実行されるように配慮すること」(1909a, p.21) であるとする保守党を率いるパルフォアの発言を引用している。

そうした貴族院の性格を大きく揺るがした

のは、選挙法改正による参政権の拡大であった。ホブスンによれば、それまで貴族院と庶民院との間の憲政上の闘争は長い間イギリスの民主主義の歴史のなかの「付随的事件」に過ぎなかったのであり、「民衆による自己統治の原理あるいは実践と矛盾するような、立法府の世襲による議院」(1909a, p.17)にたいする批判が公然たる闘争と化すことはなかった。そうした「世襲による支配の原理」と「人民の意志の優越性の現代的教義」(1909a, p.17)との矛盾を露呈させたのが、1832年の選挙法改正であった。こうした参政権の拡大によって、より民意を反映し得る議院となった庶民院と、世襲原理にもとづく貴族院との間の対立がそれ以来顕在化していった。

それ以降、保守党の付属物と化した貴族院は、保守党が政権についている時には、「内閣の意志の形式的な登録」であり、自由党が政権についている時には、「反対の認知された永続的な手段」(1909a, p.18)にして議事妨害の機関となってきた。刑法典と民法典の改革、教育制度改革、工場法等の労働者保護立法、アイルランド自治問題、地主権力の抑制といった19世紀の重要な進歩的法案のうち、貴族院の手で骨抜きにされていないものはない、とホブスは憤慨している。こうした貴族院による自由党提出法案の妨害という問題を、彼は、自由党が政権につく直前の1905年にはっきりと予見していた。その年の論説のなかで、彼は「恒久的な保守党多数派」が1885年以来勢力を増してきている貴族院は、自由党が提出するであろう「教育、酒類販売認可 (Licensing)、アイルランド自治、あるいは土地保有権 (land tenure)」に関連する如何なる法案も、「各々について拒否し、骨抜きにし、あるいは遅らせる」(1905a,

p.58)であろうと明言していたのである。

こうした貴族院の政治的態度の変質をもたらしたのは、参政権の拡大と、貴族階級の世襲原理との矛盾だけではなかった。その根底にはより重大な変動があった。ホブスンによれば、彼の時代における貴族院はもはや旧来のような地主貴族だけの議院ではないとされる。それは過去二世代の間に、「土地、産業資本および商業資本、法律関係専門職および聖職、そして最後だが軽んじられない、金融における全ての既得権益の様々な要素からなる所帯」(1905a, p.58)としての性格を色濃く帯びてきていた。貴族階級と製造業・金融業との人的融合と癒着の結果、本来の「構成員が土地、酒造業および教会に既得権益を有している」(1907a, p.65) 貴族院は、そうした諸勢力の防衛線と化していたのである。そして貴族院の周囲には、裁判官、官僚、内閣、「酒場 (public house)」、報道機関、「説教壇 (pulpit) (1909a, p.x) といった保守的勢力が控えている、とホブスはみる。

「貴族院は、統治という職務には生れながらにしてあるいは訓練によっても、向いていない。立法が通過させられるのをそれが認めるのは、ある政党が権力の座にあるときだけである。」(1907a, p.65) このように貴族院の存在意義について懐疑的であるホブスンに指摘された、その専断的権力は、弱められるどころか1885年以来いっそう強化されてきている。その背景としては、イギリス国内で簇生してきた社会主義の思想と運動の諸潮流の盛り上がりや社会主義的な性格さえ帯びる自由党急進派の社会改革の気運の高まりにたいする保守党勢力の危機感があった。「私有財産と私的産業活動の制度」にたいする国家の干渉を含意するそうした社会改革は、「土地

所有権、教会、業界 (the trade) そしてその他の強力な既得権益」(1909a, p.19) の危機感をいっそう煽ることになったのである。

こうしてホブスは、貴族院の存在を、新自由主義的社会改革の最大の障害物と位置づけ、それに批判の照準を定めた。しかし、伝統的な憲政構造の一部分である貴族院の行動を批判し、改革の道を模索することは、単に二つの議院の間の関係に矮小化されるべき問題ではなくて、統治過程における有権者の役割にかかわる根本的な問題であった。その問題の本質は、立法を介して表現されるべき人民の意志が、「議会機構 (Parliamentary machinery) の欠陥を通して妨げられている、あるいは歪められている」(1909a, p.23) ことなのであって、その解決には憲政構造そのものの重大な変革が必要とされることになる。そうした変革を進めていくにあたって真っ先に取り組まれるべき問題は、人民からの「権限委譲 (mandate)」を受けていない貴族院が、自身にとって不都合な法案にたいして濫用している拒否権 (veto) を廃止することであった。

貴族院は、確かに形式上は法案を拒否する権限を有しているけれども、従来それは仮説上の権限とされていた。「通常の立法においては貴族院の権限は先例および権威によって制限されている」のであり、実際、「1832年の選挙法改正闘争 (the Reform struggle) の時期にあってさえ、民衆の意志に関係のない拒絶という無制限の恣意的な力が主張されたことはなかった」(1909a, p.20) のである。庶民院の意志が国民の熟考した上での意志を表現していることがはっきりしている場合には、道を譲らねばならない、とバジョットや A. V. ダイシー (Albert V. Dicey, 1835-

1922) の言葉を引用しながら、ホブスは語る。

具体的には、貴族院の拒否権発動に時間制限を設けることによって、実質的に拒否権を無力化する、という方策が当時提案されていた。しかしそれで万事うまくいくわけではない。貴族院の拒否権の無力化は序曲にすぎない、とホブスは言う。何故なら、彼によれば、そうした方策は実質的には二院制を破壊することであり、それを「一院制 (single-Chamber system) によって置き換えること」(1909a, p.24) であるからであった。その結果、残された庶民院は、比類のない権限を保有することになる。しかし如何に庶民院が代議制の原理を体現しているといっても、「五年ないし六年という間隔をおいた民衆の意志の侵入」(1909a, p.25) によってのみ抑制される絶対的権力を庶民院が独占することが望ましいかどうか、という重大な問題がある。

ホブスは、貴族院の拒否権の廃止には原則的に賛成であっても、現在の二院制を性急に一院制へと移行させるという主張には批判的であった。理想的な代議制においては二つの議院が互いに抑止力を働かせ合うことによって釣り合いが保たれるという有益な結果がもたらされる可能性がある以上、二院制を維持することには十分な長所があると彼には考えられたからである。

そうであれば、現実的で望ましい方策は、貴族院を解体して即座に一院制に移行することではなくて、貴族院を、現在のような絶対的な拒否権はもたないが、ある程度の立法上の有益な影響力を保有しつつ、助言的な役割を演じる第二議院 (Second Chamber) へと改造することである、という見解に落ち着くことになる。ホブスは次のように述べてい

る。「改革された第二議院の真の役割は、純粹に助言ならびに審議を行うものであるべきであり、その影響力は、拒否権という暴力 (brute force) にではなくて、その構成ならびに熟慮の性格が思うままに出来る、威厳と権威とに、属している」(1909a, p.31) と。そして現在の貴族院に代わるべき新しい第二議院は、優れた知性と経験と公共精神を有する人びとから構成されるべきであり、何れにしても世襲によらずに有権者によって選出された人びとから構成されねばならないことは言うまでもない。

しかし、「高度な知的才幹、自主的な判断力そして政治的経験を有する成員を確保しそうである条件の下で選出」(1909a, p.32) される、新しい第二議院が、改革的な立法の妨害者では無くなるとしても、それでもなお第二議院と庶民院との間で判断の相違が生じる可能性は否定できないのであるから、そうした場合の対処法が必要となる。ホブスンがここで提唱しているのは、二つの議院の間の判断の重要な相違についての判断を、直接有権者に付託することであった。

その過程は次のようになる。まず庶民院を通過した法案が、第二議院でいったん拒絶される。その第二議院は法案を拒絶し、また修正することを認められている。他方、庶民院は、第二議院の批判を考慮して、法案を検討し直す。こうして再び提出される法案は、第二議院の同意を受けなければならないが、この同意が拒まれる場合には、然るべき形で、一定の間隔をおいて、選挙民全体の判断に委ねられねばならない。それによる承認ないし拒絶は、その法案が国王の裁可 (the Royal assent) を求めて提出されて、その結果法律へと移行するか、それとも放棄されるかを決

定する。

こうした人民投票制度の利点は、改革されてもなお民衆の感覚とは乖離しているかもしれない第二議院が示す可能性がある妨害的な傾向にたいする抑止力を確立する一方で、庶民院や内閣による性急な立法を抑制する手段となり得る、ということである。その結果、拒否権は第二議院から有権者の手に移されることになり、「立法行為への選挙民の真の参加」, 「現実に即した立法上の提案を、同意あるいは不同意の直接の表現によって点検すること」(1905a, p.60) が可能となる。「あらゆる政府は、事実上、人民の意志が各々の法案を要求し認めるという仮定ないし主張によって、その個別の重要な法案を支持する」(1907b, p.665) とされているけれども、人民投票はこうした仮定を現実のものとするための有効な方策である。雑多な争点を含む総選挙では、一つの政策の原則や方向性について「民衆による判断を吟味する機会を与えない」(1907b, p.665) からである。

こうしてホブスは、自由党が多数派を占める庶民院にたいして、拒否権をもって頑強に抵抗する貴族院、という対立的構図を打開する方策として、第二議院の構成の抜本的改革に加えて、人民投票制度=レファレンダムの導入の必要性を積極的に支持するにいたる¹⁰⁾。

しかしそうした直接民主主義的な制度は、イギリスの伝統的な代議制民主主義とは相容れないとする批判が浴びせられていた。こうした批判にたいしてホブスは、第二議院の拒否権を人民投票制度によって置き換えることは代議制民主主義の放棄を意味するのではない、と強調する。彼によれば、行政と財政の統制、法律の発案と準備は、従来通り選出

された議院の役割であり、立法過程も従来通りであって、法案が「二つの議院および国王の裁可によって法律へと移行する」(1909a, p.38) ことも変わりはない。人民投票に付託されるのは、「上院の多数派の、あるいは下院の大きな少数派」(1909a, p.38) の反対によって、民衆の承認という点で疑わしく思われる重要法案だけであるからである。

ホブスンにとって、人民投票制度の利点は、それが含んでいる問題点を補って余りあるものである。そうした制度が存在しているだけで、全ての法案は、選挙民の多数派の真の願望を従来よりもいっそう考慮して組み立てられることになるはずである。また、法案が庶民院で提出され通過させられるさいに、第二議院における反対意見を考慮したものへと適度に修正される一方で、第二議院における反対者も「穏健さと譲歩の同様の動機によって」(1909a, p.33) 建設的な修正を提案することになるかもしれないのであって、その結果として法案が最終的に投票に委ねられる見込みは減るかもしれない。

さらに、有権者が投票行為を介して法律形成過程に上述のような影響力を行使することは、有権者のその法律にたいする「敬意」を強化することによって、法律の安定性を増大させることにもつながる。法律が有権者によって受け入れ得るものであるということは、その法律の有効性にとって重要な条件であるが、有権者に問いかける機会がなければ、そうした条件を確かめる確実な方法はない。ホブスンにとって、それは、良い統治は統治される側の同意を伴う、という格率の応用なのである。しかし、それは有権者の判断は、常に賢明で正しいということとは異なる。確かに有権者は適切な判断を下し得るだけの知識と良

識を有しているとはいえない場合もあるけれども、そうした有権者が犯す過ちも、個人の人格の教育において過ちの経験が有意義であるように、有権者にとっては民主主義の教育の一環としての意味をもちうるはずなのである。

このように、ホブスンにおいては、自由党の法案を妨害する手段と化していた貴族院の拒否権を破壊するという問題は、単にイギリスの憲政構造の制度的改変の問題にとどまるものではなかった。そうした問題は、代議制民主主義の実質が、時代の変化につれて形骸化しつつあった事実を浮き彫りにしたのである。彼にとって、貴族院の拒否権に取って代わるべき人民投票制度は、代議制を解体するのではなくて、それを補完し活性化する役割を担うべきものであった。さらにそれは、統治過程への有権者の能動的意欲的な参加をも促すことによって、民主主義の構成主体としての有権者を教育するという機能さえ、果たすことが期待されるのである。

Ⅲ. 方法としてのスイス型民主主義

代議制原理にさえ則っていない貴族院の専横的行動という問題にたいする処方箋として、ホブスンが期待を託したのは、人民投票＝レファレンダムという直接民主主義的制度の、代議制的統治過程への導入であった。そして彼にそうした制度の可能性を示唆したのは、現実に直接民主主義を実験してきているスイスであった。

スイスが誇る直接民主主義制度にたいするホブスンのそうした関心は、貴族院問題が重大な争点として浮上する少し前、1904年に既に芽生えていた。その年、イギリス新自由主

義やその他の社会改良思想の立場にたつ知識人が集っていた「レインボー・サークル」なる団体で、彼は「人民投票制度」と題された講演を行っていたし、翌1905年春には、類似した知識人サークル「サウス・プレイス倫理協会 (the South Place Ethical Society)」で「人民投票の嘆願」なる講演も行っていたのである¹¹⁹⁾。

しかし、スイスにたいする関心だけをとってみれば、それは代表作『帝国主義』執筆時には既に生じていた。ホブスンがその当時、外部にたいする帝国主義的な領土的膨張を志向するイギリスのような大帝国の対極にある国々と見做した、スカンディナヴィア諸国等と並ぶヨーロッパの小国の代表としてのスイスに、並々ならぬ関心を寄せていたことは、従来の帝国主義論研究によってはまったく着目されてこなかった¹²⁰⁾。ホブスンによれば、「デンマークないしスイス」を初めとするヨーロッパの小国は、「海外市場と投機的な投資先の獲得のために金銭的軍事的な資源を蕩尽する一方で、国内の農業を軽視している膨脹志向的の大国」とは対照的に、狭小な国土のなかで「農業に頭脳を投入し、一般的ならびに技術的な公教育の微細に変化した制度を発達させ」(1902, p.98), そうして振興させられた教育や科学をさらに製造業に応用することで、自国の資源の集約的な活用による生活と文化の質的充実を志向するとされていたのである。

さて、ここでホブスンとスイスとの関係を論じるにあたって、彼の思想的盟友の名を挙げないわけにはいかない。その盟友とは、『コモンウェルスに反する富 (Wealth against Commonwealth)』(1894)において、J. D. ロックフェラーが設立したスタン

ダード石油トラスト等のアメリカの独占形成の実情を批判的に暴露し剔抉したことで知られるアメリカ人ジャーナリスト、ヘンリー・デマレスト・ロイド (Henry Demarest Lloyd, 1847-1903) のことである¹²¹⁾。ロイドは、1901年と1902年に、スイスの民主主義制度を調査するためにスイスを訪問している。彼の調査の焦点は、人民投票と発案権 (initiative) を介して行われる民衆による直接統治の作動様式に定められていた。彼がそうした直接民主主義的の制度に強い関心を寄せたのは、そうした制度が、アメリカ資本主義社会に特有の政治的病弊を打開する革命的な方策であるように思われたからであった。アメリカにおいては強大な独占を形成するにいたった巨大企業体は、市場機構を経済力で支配するだけでなく、富と権力を自身に集中させた結果、政治的民主主義の作動までも歪めるに至っていると彼はみていたのである。

しかし、ロイドはこの野心的な作業を成就することなく、志半ばで1903年に逝去した。彼の死後、ホブスは、ロイドの友人から、ロイドが準備していたスイス民主主義研究の著作の執筆のためのノートと、丹念に収集された膨大な文献の管理を託された。それらは、ロイドが「自分の宿に戻った時に興奮したまま記録された会話の大慌ての走り書き」、自分が熟読した記事への簡潔な言及、そして「自分の心を通り過ぎた何らかの考えを例証するのに役立つかもしれない、束の間の出来事的印象」(Lloyd (1907), p.vi. 以下この書からの引用はLloyd とのみ記す) から成っていた。こうしたロイドの遺志を受け継いで、残された断片的記述をホブスン自身が編集し再構成して前置きを付したものが、ホブスン編、ロイド著『主権を有する人民 (A

Sovereign People)』として、1907年に刊行される。ロイドの伝記的研究書の著者R. ディグビー＝ジャンガー (Richard Digby-Junger) によれば、その『主権を有する人民』はロイドの断片的ノートをもとにして基本的にホブスンが執筆したものであるとされている¹⁴⁾。いずれにしても、この著作は、お互いに問題意識の共振を感じ合っていたホブスンとロイドの共著、合作であるといつてよいのである。

ホブスンも又、「友人であるH. D. ロイドがその死の少し前に大きな注意を払っていた仕事を完遂するために」(1938, p.70)、1906年に数週間スイスで「人民投票の運用とスイス民主主義の一般的な働き」(1938, p.70)について調査を行った。そうした調査結果をもとに、彼も翌1907年に「民主主義の手段としてのスイスの人民投票制度」なる論説を発表している¹⁵⁾。ホブスンとロイドの眼に映じた当時のスイスの直接民主主義制度の姿を説明するためには、そうした制度の沿革と概要を見ておくことが不可欠であるから、ここで彼等の著作を参考にして、その制度の歩みを大雑把に回顧しておきたい¹⁶⁾。

スイスの直接民主主義制度からすぐに連想されるのは、「青空集会」として知られるランツゲマインデ (Landsgemeinde) であろう。人民投票制度や法律の発議権は、ランツゲマインデや共同体集会が、自然に成長と適応を遂げた形態であるとホブスンは考えている。このランツゲマインデは、カントンごとに催され、カントン政府の閣僚や裁判官の選出、カントン議会の提出する法案の議決、予算の承認等、地域の重要な事柄について討議が行われ、参加者の挙手によって採決が行われる。ランツゲマインデは、13世紀前半に起

源をもつといわれているのであるが、スイス国家の形成もその時期に始まる。それはすなわち、ウーリ (Uri) 地方を初めとする共同体が、その地を支配していたハプスブルク家からの自由を神聖ローマ皇帝に求め、自由と自治を認める特許状を手にした時であり、やがてそうした共同体は相互援助と防衛のために同盟を結ぶにいたる。1291年には近代スイス国家の起点たる「永久同盟」が締結され、これ以降同盟を結んだ共同体は、スイス盟約者団と名乗った。16世紀前半には「十三邦同盟」となり、その体制が18世紀まで続くことになる。

その後、ナポレオンが戦略上の目論見から、スイスにもフランス型共和制を導入せんと企て、中央集権的な「ヘルヴェティア共和国」を強引に樹立した。従来の諸邦はこの時、行政区画としてのカントン制へと再編された。ナポレオン没落後、1814年の盟約者団会議では、新たにジュネーヴ等の三つのカントンの参加が認められ、スイスは計二十二のカントンの連合体となった。30年のパリの革命は、スイスの代議制民主主義の前進にとって大きな刺戟となり、その一年以内に合計十一のカントンが、拒否権を伴わない一院制、普通選挙権、平等な選挙区、憲法改正のための民衆の拒否権といった要素を含む自由主義的カントン憲法を制定した。

1840年代、カトリックとプロテスタントとの対立が各カントンで尖鋭化した結果、カトリック保守派が政権を握る七つのカントンは「分離同盟」を結成し、盟約者団は存亡の危機にさらされた。48年のヨーロッパ諸国の革命は、分離同盟に勝利した盟約者団側に有利に働き、同年6月に連邦国家体制を定める憲法草案が盟約者団会議で可決され、全てのカ

ントンでその可否が問われた結果、三分の二のカントンが賛成して、新憲法が成立した。これらのカントンが有する主権の範囲は、この新しい連邦憲法で定められている。連邦議会は二院制をとり、上院にあたる全州（カントン）議会と、下院にあたる国民議会からなる。カントンを代表している全州議会は、各カントンが選出する二名の議員によって構成され、国民議会の議員は、人口二万人につき一人の割合で選出される。

しかし、「スイス連邦憲法の最終的決定的形態」（Lloyd, p.24）はロイドによれば、1874年になってようやく到達された。この年、任意的人民投票（optional Referendum）が、連邦憲法の改正によって明確に規定された。任意的とは、一切の法律が全て人民投票によって可否を問われねばならない強制的あるいは義務的な人民投票とはちがって、一定数の有権者の要求がある場合にのみ投票が行われるという意味である。ホブスンが、前述の論文「スイスの人民投票制度」のなかで特に着目しているのはこの制度であるから、その論文執筆当時のその中身にここで触れておきたい¹⁷⁾。

人民投票が実施されるのは、九十日以内に三万人の有権者の署名が集められた場合もしくは八つのカントンが要求する場合である。その際問われるのは、連邦議会を通過した法案が採択されるべきか否かである。必要な署名数が確保された場合、連邦議会は投票日を決定し、カントン議会に通知し、投票にかけられる法案を有権者に配布する。投票はスイス全土で同時に行われる。有権者は、年齢二十歳以上で、カントン法によって資格を認められている男性市民である。投票用紙には、連邦法を承認するか反対するかを問う設問が

記されており、投票者は賛成か反対かを記入するだけである。投票後、各選挙区は、登録されている投票者数、実際の投票者数、賛成票数、反対票数を記載した報告書を、カントン政府に提出し、カントン政府はそれらを十日以内に連邦議会に転送し、連邦議会は投票の全般的結果を計算する。もし投票者の多数派が法案を承認したのであれば、連邦議会はその法律を連邦の法令全書に付け加えて、発効させる。投票の結果は全て連邦の新聞で公表される。

こうした人民投票制度については、従来さまざまな評価がなされてきた。とりわけ、そうした制度に常につきまとう問題である、直接民主主義の担い手としての民衆の自己統治能力にたいする疑念が、しばしば提起されてきた。たとえば、人民投票が議会によって承認された政策の多くを拒絶してきている点をとりあげて、人民投票は通常、結果として保守的な性格を帯びがちであり、進歩にとっての障害物となり得る、と批判されることもあった。たしかに民衆の無知や偏見が、投票結果において露呈することはあり得るのであって、そうした民衆の保守主義は、連邦政府の中央集権化的傾向にたいする生理的反発と相俟って、幾つかの「進歩的」立法に拒否反応を示してきたことも事実である。また「代表者のより多くの知識とより高い平均的知性は、彼等を人民よりも進歩的にする」（Lloyd, p.225）ことも事実であるかもしれない。その意味で人民が、選出された代表者よりも保守的であるといえないこともない。

しかしホブスンとロイドは、そうした制度がそれに参加する人民にたいして教育的な影響力をおよぼし得ることに着目する。無知で保守的であるとされている人民が、政治的決

定過程への主体的参画によって、徐々にその責任感を喚起され涵養されていくことになることは十分に考えられるからである。人民投票等の直接民主主義制度は、優れた政治的教育手段としての機能を果たし得るのであって、無知であるように思われる人民は、そうした経験の蓄積を通じて、連邦やカントンの構成主体たる市民としての責任感と見識を覚醒させ成長させていくことを、ホブスンとロイドは展望していたのである。

そして、そうした制度の運用が結実させた経済的条件にもホブスンとロイドの関心は引き寄せられていった。その「人民投票の直接的な最初の果実」(Lloyd, p.249)とはすなわち、保守的であるといわれるスイスの人民が、他の資本主義諸国で強大化しつつあった独占企業体の影響力等を受けずに済んでいるためもあって、「実験的な社会主義」とさえ呼びうる、鉄道やアルコール製造・販売等といった産業活動の社会化や「産業立法にたいする国民的統制」(Lloyd, p.249)へと進む傾向を明確に示したことであった。

このように、試行錯誤の積み重ねのなかで、政治的、社会的そして経済的な問題について自己決定を行なう自由を確保するために直接民主主義制度を案出し、「人民の政治的ならびに経済的な自由を確保し拡大すること」と「資本主義的産業の下での富と権力の集中化(concentration)がいたるところで呼び起こしてきた危険から国民を保護すること」(Lloyd, p.v)に取り組んできた小国スイスは、ホブスンとロイドにとって、民主主義機構を形式的には発展させていながら帝国主義政策を強行するイギリス等の大国の対極にある、まさに純粋な民主主義の実験室であるように思われた。そこで彼等は、直接民主主義

制度による実地教育を介して公民としての意識と責任感を育成しながら、自身の決定行為の結果として「実質的な自由ならびに政治的、産業的、教育的そして社会的な機会の平等」(Lloyd, p.2)を享受し、政治における「個人の自由」と「多数派による支配」(Lloyd, p.2)を両立させようと試みる小国的な共和国市民の理想像を、見出したのである。

IV. 代議制民主主義の問題点とその克服— 結びにかえて

「民衆による自己統治」としての近代民主主義は、実際には代議制民主主義として発展を遂げてきた。近代国家の人口と面積が増大し、その統治機能が複雑かつ多様になるにつれて、一般市民は、関係領域の広さと専門的性格の故に「普通の市民の経験から かけ離れている全ての公的な事柄に関して」(Lloyd, p.208)意思決定を迫られた時、「統治の全領域に適用可能な何らかの一般的能力」を備えた「自分たちのために考察し決定する能力のある人びと」(1907d, p.504)を代表者として選出し、政治的決定権を彼等に委ねることになったと言える。ホブスンとロイドによれば、人民には、複雑で広範囲におよぶ政策の具体的な功罪を秤量する時間も意欲もないけれども、自分たちのために適切な判断を下し得る人間を選び出す能力と意欲はある、という条件が、代議制の根底において想定されているとされている。

しかし、そうした代議制原理はいたるところで「政党、階級あるいは個人の偏見を介した誤った代表選出(misrepresentation)の弊害、特殊な経済的権益の支配、政党地方機関(the machine)および獵官制度(spoils

system)」(Lloyd, p.30) といった欠陥を露呈させてきていると、ホブスンとロイドはみる。皮肉なことに、二大政党制という共通点を有しており、議会制民主主義が根つき発展を遂げているはずの二人の各々の母国において、そうした欠陥として現象する代議制原理の空洞化が、他のどこよりも着実に進行していたのであった。「その複雑さと、その作動の間接性は重大な弊害の余地を示してきているのであって、代表選出の機構が民衆意志の表現のための道具として最も論理的に組み立てられてきたその国において、その弊害は最も重大である。」(Lloyd, p.209)「代議制の欠陥は、二つの国において同じではない。アメリカにおいては、それは猟官制度—政党制度を全国大会から予備選挙にいたるまで墮落させている一であり、修正を除外している成文憲法の厳格さである。イングランドにおいては、それは代議制的諸形態を完成させ、それらの濫用にたいする民主主義的な防護手段を提供しようとしないうことである。」(1909b, p.113)

ホブスはスイスに目を向ける以前に、ロイドの母国アメリカ合衆国における資本主義と政治過程の関係にも関心を寄せていた。アメリカにおいては、「自由競争と機会の平等の下で成長してきた営利機構 (business system)」が、「鉄道および銀行との関係ならびに、外部との競争に向けられている関税によって支えられ」(1938, p.68)、石炭、鉄、石油その他の重要な原材料の供給源たる土地の取得によっても助けられて、トラストその他の企業合同 (combines) へと移行していることに、ホブスは着目していた。こうしたアメリカは、彼にとっては経済権力と政治過程との間の相互規定的関係が最も露骨に表

出している興味深い観察室であるように思われたのである。

ホブスンが特に注目している政治的現象は、その国の「政治的ボス」が、政党組織を悪用して「民主主義の発動機」を逆回転させていることであった。彼は次のように述べる。

「都市ないしは州における共和黨員ないしは民主黨員の、腐敗した一団 (gang) は、自分たちの票を売ることで、あるいは利益をもたらす官職ないし契約を獲得することで金儲けするべく市会ないしは州の立法府をめざす人びとをそこに送り込むために、予備選挙、地区と州の党大会の政党地方機関 (the party machine) を使用する。これらの人びとは、いったん選出されれば、汚職と無能さによって公的資金を浪費して、何れかの鉄道会社ないしは牽引車会社 (traction company) にとって好都合な許認可法を通過させるために賄賂を受け取るであろうし、私企業や普通の市民から金銭を脅し取るために、公的権力を使うであろう。」(1905b, p.135) とりわけ、この引用文中の「政党地方機関」、アメリカ史においてマシーンと呼ばれるこの機関が、19世紀後半の都市部において、数多くの移民を含む多種多様な地域住民と接触して職の斡旋等の社会福祉的な恩恵を施すかわりに、選挙の際には彼等からの政党への支持を組織化する、強力な集票装置として機能したことはよく知られている¹⁰⁾。

アメリカ社会において政治的経済的権力を専断的に行使する政治的ボスと「彼が共に働いている産業的ボス」の意志が、「政党マシーンならびに民衆による統治の諸形態を自分たちの支配の道具として用いながら、人民の意志に取って代わってきたこと」(1905b, p.134) は、ホブスンにとっては資本主義の

下にある代議制民主主義の宿命であるように思われた。そうした政党組織の背後に、「実業家、金融投機家、トラスト形成者 (trust-maker)、鉄道王、商業のナポレオン」(1900, p.24) がひかえていることは、明白であったからである。このように、特許状や関税等の形をとる合法的ないしは非合法的な特権に支えられた強力な資本家団体が存在するかぎり、そして「公的支出が、契約、貸付け、そして開発計画を介して私利利潤の源泉とされ得るかぎり、代議制機構のこの巧妙な操作は続くであろう」(Lloyd, p.210) とホブスンとロイドはみる。

こうした状況は ホブスンにとっては、民主主義自体の公正な作動のためには不可欠である「経済的平等の条件から切り離された政治的民主主義の欠陥」(1938, p.68) にほかならなかった。そうした欠陥のために人民は、「公職にたいして自分たちの代表者を任命し選出する真の自由を失ってきた」のであって、「彼等が選出された後は彼等にたいする如何なる現実的な統制力も行使することができない」のであるから、人民投票をはじめとする直接民主主義の諸制度は、「獵官制度を粉碎し、より悪い構成分子を政治から締め出し、そして公金を貪り喰らうそのマシーンの権力を削減することによって機構を弱体化させるうえで、大いに効果がある」(1905b, p.135) はずである。言い換えれば、そうした直接民主主義的制度は、人民自身の政治的代表者を選出し統御する「真の自由」を、再び人民の手に取り戻させようとする企てなのである。

実際、ホブスンとロイドが理想化して描いたスイスは、人民投票等のおかげで、そのような政党政治の弊害を免れていると彼等は指摘する。アメリカ等の国々の政党政治におい

ては、「政党組織が候補者を決定し、その争点を選び出して誤って代弁し、選挙民の間で党派精神の激情を煽り立てるような選挙機構にたいする統制力を有している」(1907c, p.29) とされている。こうした政党組織内では、組織内で指導者と追従者とがはっきりと分けられており、真の権力は「私的な利害関心によって」動かされるボスの手に渡るために、一般大衆の間に無気力と無関心を蔓延させることになる。スイスにおいては、市民が、一つの法案や政策をめぐる一時的に組織体に結集して、世論の教育と争点についての宣伝活動に努めるので、政党がそうした活動に従事する余地はないし、その結果として政党組織による操作や「トラスト、鉄道およびその他の資本主義的組織」(Lloyd, p.233) による買収は不可能となるはずであるとされている。

さらに、人民投票等の直接民主主義的制度が有する積極的価値は、実業上の利害を代弁する職業政治家の操作と統制を受けやすい代議制民主主義の下で失われていた自由を、一人一人の個人の手に取り戻すことにとどまらない。そうした制度は、代議制民主主義の下での受動的な政治参加者に甘んじていた有権者を、立法過程における決定行為に積極的に参与させることによって、自発的に知識と関心を高め判断力と責任感を陶冶する自律的な政治主体へと転生させるという利点も有するはずであると、ホブスンはみる。何故なら、「民衆による自己統治の真の技法は、現実の政策の重要な争点についての判断を形成し表現する義務を人民の団体に負わせることによってのみ、訓練され行使され得る」(1907e, p.379) からである。民主主義は、そうした主体によって担われる時、真の意味における

「自己統治」に近づく。自己統治の成功は、「統治の技術における人民の知性ならびに誠実な関心如何によって決まる」のであるし、そうした特質は「責任感を教育することによって、最も良く育成される」(1905b, p.137) はずなのである。

これまで見てきたように、ホブスは『帝国主義』以降、旧来の自由主義原理が前提としていた代議制民主主義が財産所有者階級の影響力によって作動を歪められていると認識していた。彼はそうした階級権力による民主主義の浸食を阻止し得る方策を、直接民主主義的制度の導入に求めた。旧来の代議制原理が、実際には統治する側と統治される側の決定的な乖離を生ぜしめて、統治過程への個人の参加を形骸化させてきているとみるならば、彼の構想する「新しい自由主義」の構成要素たるべき民主主義原理は、その乖離を克服して人民の政治的自己決定の自由をその手に取り戻させ得るものでなければならなかったのである。

財産所有者階級の政治的支配力に抗しうる、民衆参加による自己統治の構想をめざしたホブスンの民主主義問題への関心は、この後第一次大戦中から大戦後にかけて彼の問題意識のなかでより尖鋭な形をとることになる。具体的に言えば、この時期以降彼の民主主義にたいする関心は議会政治の領域にとどまることなく、二つの方向へと越境していった。まず彼の関心は、大戦前後のサンディカリズムやギルド社会主義の産業自治構想に触発されながら、産業民主主義の実践様式へと広がっていった。彼はそうした運動が伴う暴力的性格を峻拒し、理性と正義への訴えかけに立脚した産業民主主義の実現の方途を模索してゆく。そしてほぼ同じ時期に、彼の民主主義へ

の関心は国民国家という枠組みさえも越えることになった。すなわち、大戦中に国際政府構想についての著書を刊行した彼は、大戦後に実現した国際的統治機構としての国際連盟の内実を批判しながら、そうした統治機構を介して実現されるべき「世界民主主義」と、それを構成する基礎単位としての各国の「国民的民主主義」の双方の改革を提唱してゆくのである。

そのような流れの中で捉えなおすなら、本稿でとりあげた時期の議会政治において直接民主主義の導入を企てたホブスンの一連の作業は、『帝国主義』以降の分析から抽出されていった、階級権力による民主主義の浸食の克服と、民衆参加による自己統治の理想の実現という問題を、まずは議会政治の枠組みのなかで解決しようとする試みであったと言い得るのである。

注

- 1) ニュー・リベラリズム=イギリス新自由主義に関する研究は数多くあるが、最も代表的で包括的な思想史的研究としては、Freeden (1978) を参照。
- 2) この自由党政権下の社会改革についての研究は数多くあるが、さしあたり代表的なものとして、Emy (1973) や、Gilbert (1966) を参照。
- 3) Cook (1998), p.42-43. 自由党の歴史については、このほか、Douglas (1971) も参照。
- 4) この時期の貴族院問題についての研究は我が国においてはきわめて少ない。ロイド=ジョージの「人民予算」にたいする貴族院の対応について興味深くまとめてある著作としては、水谷 (1991) がある。ロイド=ジョージについての伝記的研究としては、Gilbert (1987) を参照。なお、この年ホブスは新しい課税原理を含む予算案についての論説を執筆している。Hobson (1909c) を参照。

- 5) ホブハウスの思想については、尾崎(1995)を参照。
- 6) 改革の財源調達のために不労所得を課税によって吸収する制度をホブソンは構想していた。この時期の不労所得の定義づけやそうした課税制度の概要についてはHobson(1908)を参照。
- 7) 貴族院の歴史については、Longford(1988)を参照。
- 8) イギリスの憲政構造の歴史的発展については、古典的著作であるMaitland(1908)を参照。
- 9) Bagehot(1867)のうち、とりわけ第四章「貴族院」を参照。
- 10) イギリス政治における人民投票＝レファレンダムの位置づけについては、Bogdanor(1981)が参考になる。なお、ボグダナーによれば、イギリスにおいて初めて本格的にレファレンダム導入を提唱したのは、ダイシーであるとされる。Dicey(1890)も参照。
- 11) Hobson(1904)とHobson(1905b)を参照。
なお「レインボー・サークル」や「サウス・プレイス倫理協会」とホブソンとのかわりについては、彼の自伝であるHobson(1938)のなかで触れられている。
- 12) Hobson(1901)を参照。また、この点を指摘した我が国の研究としては、尾崎(2003)がある。
- 13) ロイドの主著としては、Lloyd(1894)を参照。ロイドは1847年、ニューヨークで牧師の子として生まれた。大学卒業後ロースクールを経てニューヨークで弁護士の資格をとり、自由貿易運動団体や自治体改革団体で働いた後、1872年に『シカゴ・トリビューン』紙に入社する。1880年代前半、ロイドは、幾つかの雑誌に、企業と政治との癒着を暴露する論説を発表し、反響を呼んだ。85年にトリビューン社を退社した後、労働組合運動や女性参政権運動にかかわりながら、社会改革運動の旗手となり、独占形成問題の裏面についての調査を続けた。なお、ホブソンとロイドが如何にして友人となったかということの経緯は不明である。
- 14) Digby-Junger(1996), p.188.
- 15) 『主権を有する人民』は大部分がホブソンによって執筆されたというディグビー＝ジャンガーの言

葉を裏づけるかのように、この書とHobson(1907d)の双方には、重複している箇所が幾つか存在する。

- 16) スイスの歴史については、森田(1991)、森田(2000)、Im Hof(1991)等を参考にした。なお、文中のスイスの政治制度等の訳語は、森田の著書における用法にならっている。
- 17) 人民投票と並ぶ直接民主主義制度である憲法改正のための発議権＝イニシアティヴは、1891年の憲法改正によって正式に規定された。1848年憲法では五万人の市民の要求があれば、憲法の全般的改正を発議する権利が認められていたが、憲法の特定部分の改正を発議する権利は、1891年になって認められた。
- 18) 「マシーン」の名高い実例としては、ニューヨーク市においてアイルランド系移民の支持を集めた「タマニー・ホール」なる民主党系の組織が知られている。

参考文献

- 尾崎邦博(1995),「ホブハウスとイギリス新自由主義の哲学」,『経済科学』第43巻第3号, pp.17-30.
- 尾崎邦博(2003),「J. A. ホブソンにおける自由貿易とインターナショナルイズム」,『経済科学』第51巻第1号, pp.89-104.
- 水谷三公(1991),『王室・貴族・大衆』中公新書, xi, 257p.
- 森田安一(1991),『スイス 歴史から現代へ 三補版』刀水書房, viii, 306p.
- 森田安一(2000),『物語スイスの歴史』中公新書, viii, 268p.
- Bagehot, W. (1867), *The English Constitution*, Nelson, 382p. 小松春雄訳「バジヨット イギリス憲政論」, 辻清明責任編集『世界の名著 バジヨット/ラスキ/マッキーヴァー』中央公論社, 1970年, pp.61-346.
- Bogdanor, V. (1981), *The People and the Party System*, Cambridge University Press, ix, 285p.

- Cook, C. (1998), *A Short History of the Liberal Party, 1900-1997*, Macmillan,
- Dicey, A. V. (1890), 'Ought the Referendum to Be Introduced into England?', *Contemporary Review*, vol.57, pp.489-511.
- Digby-Junger, R. (1996), *The Journalist as Reformer*, Greenwood Press, x, 196p.
- Douglas, R. (1971), *The History of the Liberal Party, 1895-1970*, Sidgwick & Jackson, xx, 331p.
- Emy, H. V. (1973), *Liberals, Radicals and Social Politics, 1892-1914*, Cambridge University Press, xiv, 318p.
- Freeden, M. (1978), *The New Liberalism*, Clarendon Press, xi, 291p.
- Gilbert, B. B. (1966), *The Evolution of National Insurance in Great Britain*, Michael Joseph Ltd., 497p.
- Hobson, J. A. (1900), "The Machine in Politics", *Ethical World*, vol. 3 , p.24.
- Hobson, J. A. (1901), "Socialistic Imperialism", *International Journal of Ethics*, vol.12, pp. 44-58
- Hobson, J. A. (1902), *Imperialism: A Study*, Constable, vii. 400p.
- Hobson, J. A. (1904), "The Referendum" in M. Freedon (ed.) (1989), *Minutes of the Rainbow Circle 1894-1924*, Offices of the Royal Historical Society, pp.127-128.
- Hobson, J. A. (1905a), "A New Way with the Lords", *Independent Review*, vol. 6 , pp.57-73.
- Hobson, J. A. (1905b), "A Plea for the Referendum", *South Place Magazine*, vol. 9 , pp.129-140.
- Hobson, J. A. (1906), "Possibilities of Popular Progress", *University Review*, Jun., pp.150-169.
- Hobson, J. A. (1907a), "The Sovereign People", *South Place Magazine*, vol.12, pp.64-66.
- Hobson, J. A. (1907b), "The Government and the Referendum", *Nation*, vol. 1 , p.655.
- Hobson, J. A. (1907c), "The Lords or the People?" *Independent Review*, Jan., vol.12, pp.20-29.
- Hobson, J. A. (1907d), "Swiss Referendum as an Instrument of Democracy", *Contemporary Review*, vol.92, pp.504-518.
- Hobson, J. A. (1907e), "The Veto for the People", *Nation*, vol. 1 , pp.378-379.
- Hobson, J. A. (1908), *The Taxation of Unearned Income*, National Liberal Club, 20p.
- Hobson, J. A. (1909a), *The Crisis of Liberalism*, P. S. King, xiv, 284p.
- Hobson, J. A. (1909b), "After the Destruction of the Veto", *English Review*, vol. 4 , pp.111-121.
- Hobson, J. A. (1909c), "The Significance of the Budget", *English Review*, vol. 2 , pp.794-805.
- Hobson, J. A. (1938), *Confessions of an Economic Heretic*, Allen & Unwin, 217p. 高橋哲雄訳『異端の経済学者の告白 ホブスン自伝』新評論, 1983年, 238p.
- Im Hof, U. (1991), *Geschichte der Schweiz*, Kolhammer, p. 268. 森田安一監訳『スイスの歴史』刀水書房, xvii, 313p, 1997年.
- Lloyd, H. D. (1894), *Wealth against Commonwealth*, Harper & Brothers, iv, 563p.
- Lloyd, H. D., Hobson, J. A. (ed.) (1907), *The Sovereign People*, Doubleday, xvi, 273p.
- Longford, Lord (1988), *A History of the House of Lords*, Collins, 224p.
- Maitland, F. W. (1908), *The Constitutional History of England*, Cambridge, xxviii, 548p. 小山貞夫訳『イングランド憲法史』創文社, xxxiv, 724p, 1981年.

(名古屋大学大学院経済学研究科博士後期課程単位取得退学)